

駒沢女子大学 学則（案）

第 1 章 総 則

（目 的）

- 第1条 本学は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、道元禅師の禅を建学の精神とする伝統をふまえ、国際化・情報化の進展、女性の社会参加の拡大など、急速な社会構造の変化にのぞみ、十分に自己を実現し、新しい文化の創造的担い手となる人間性豊かな現代女性を養成することを目的とする。
- 第1条の2 本学は、前条の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 前項の点検及び評価、実施体制、実施方法等に関する規程は、別に定める。

（教育目標）

- 第1条の3 第1条に規定する目的を達成するための教育目標は、次の各号に定めるものとする。
- (1) 自立した現代女性にふさわしい教養力と人間性の養成
 - (2) 自己実現のためのコミュニケーション力と社会性の養成
 - (3) 社会的責務を果たすことのできる専門力と判断力の養成
 - (4) 文化の創造的担い手となるための技術力と実践力の養成
- 2 前項を踏まえた学群・学類・学部・学科の教育目標は別に定める。
- 3 本条に規定する教育目標の達成方法及び評価方法は別に定める。

（位 置）

- 第2条 本学は、東京都稲城市坂浜238番地に置く。

（名 称）

- 第3条 本学は、駒沢女子大学と称する。

第 2 章 組 織

（学群学類学部学科の構成及び目的）

- 第4条 本学に、人間総合学群、人間健康学部及び看護学部を置く。
- 2 人間総合学群には、人間文化学類、観光文化学類、心理学類、住空間デザイン学類、人間健康学部には、健康栄養学科を置き、看護学部には、看護学科を置く。
- 3 前項の学群学類、及び学部学科の教育上の目的を以下のように定める。
- (1) 人間総合学群は、人間諸科学の知と手法を基礎として、幅の広い教養及び実践的な技能を教授し、自分の力で考え判断できる能力を具えた、人間性豊かな女性を養成することを目的とする。
 - (2) 人間文化学類は、文化や社会に対する理解と、実践的なコミュニケーション能力の双方を身に付けることで、グローバルな時代の変化に対応でき、現代社会に参加し貢献していく資質を有する人材の育成を目的とする。
 - (3) 観光文化学類は、国際人としての教養、観光の専門家となるための知識と技能を習得し、国際的な交流及び協力に貢献できる人材の育成を目的とする。
 - (4) 削除
- (4)の2 心理学類は、心理学の専門的知識及び技能を学修し、現代社会の多様化する心の問題に主体的に取り組み、社会に貢献できる人材の育成を目的とする。
- (5) 住空間デザイン学類は、生活空間の演出を学修することにより、人が暮らしやすい社会の実現に貢献できる人材の育成を目的とする。
 - (6) 削除
 - (7) 人間健康学部は、幅広い視点から専門的知識及び技能を教授することにより、質の高い健康生活の実現と、生涯にわたる健康な生活への援助ができる人材を養成することを目的とする。
 - (8) 健康栄養学科は、豊かな人間性を備えた栄養の専門家を育成することを目的とする。
 - (9) 看護学部は、自己を見つめ、他者への思いやることを備え、科学的根拠と専門的知識・技術に基づいた判断力と探究心をもち備えた看護実践者の育成を目的とする。
 - (10) 看護学科は、人間性豊かな質の高い看護実践能力を備えた看護師・保健師を育成することを目的とする。

(定員)

第5条 前条の学群学類、学部学科の定員は次のとおりとする。

学群・学部	学類・学科	入学定員	編入学定員	収容定員
人間総合学群	人間文化学類	170名	20名	720名
	観光文化学類	60名	10名	260名
	心理学類	80名	—	320名
	住空間デザイン学類	60名	—	240名
	(計)	(370名)	—	(1,540名)
人間健康学部	健康栄養学科	80名	—	320名
	(計)	(80名)	—	(320名)
看護学部	看護学科	80名	—	320名
	(計)	(80名)	—	(320名)
総計		530名	30名	2,180名

人間文化学類に専攻を置く。専攻の人数は次のとおりとする。

学類	専攻	人数	編入学人数	収容人数
人間文化学類	日本文化専攻	60名	5名	250名
	人間関係専攻	60名	5名	250名
	英語コミュニケーション専攻	50名	10名	220名
総計		170名	20名	720名

- 第5条の2 本学に、大学院を置く。
2 大学院に関する規程は、別に定める。

(図書館)

- 第6条 本学に、図書館を置く。
2 図書館に関する規程は、別に定める。

(駒沢女子大学日本文化研究所)

- 第6条の2 本学に、駒沢女子大学日本文化研究所（以下「文化研究所」という。）を置く。
2 文化研究所に関する規程は、別に定める。

(駒沢女子大学博物館学実習館)

- 第6条の3 本学に、駒沢女子大学博物館学実習館（以下「実習館」という。）を置く。
2 実習館に関する規程は、別に定める。

(学修支援センター)

- 第6条の4 本学に、学修支援センター（以下「支援センター」という。）を置く。
2 支援センターに関する規程は、別に定める。

(部の設置)

- 第7条 本学に学務部及び学生部を置く。

第3章 職員組織

(学長・副学長)

- 第8条 本学に学長を置く。
2 学長は、本学の全般に関する事項をつかさどり、本学を代表する。
3 学長は必要に応じ、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる副学長を置くことができる。
4 学長・副学長に関する事項は、別に定める。

(職員)

- 第8条の2 本学に、専任の教授、准教授、講師、助教、助手、その他必要な職員を置く。
2 本学に、前項のほか、必要に応じ非常勤の教員及び臨時の職員を置く。

(役職)

- 第8条の3 図書館に図書館長を置く。
2 文化研究所に文化研究所長を置く。
3 学務部に学務部長、学生部に学生部長を置く。
4 学群、学部に学群長、学部長を置く。
5 前2項に関する事項は、別に定める。

(外国人教員)
第9条 (削除)

(客員教授)
第10条 本学に、客員教授を置くことができる。
2 客員教授に関する事項は、別に定める。

(名誉教授)
第11条 本学は、教員であった者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。
2 名誉教授に関する事項は、別に定める。

(教授会)
第12条 本学人間総合学群、人間健康学部及び看護学部に、教授会を置く。
2 教授会は、学長、学群長、学部長、学務部長、学生部長、教授、准教授、講師、及び助教をもって組織する。
3 教授会の運営等に関する事項は、別に定める。

(教授会取り扱い事項)
第13条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当り意見を述べるることができる。
(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
(2) 学位の授与
(3) 前2号に掲げる事項のほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことを必要として学長が定める事項
2 教授会は、前項に規定する事項のほか、学長、学群長及び学部長その他教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関わる事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べる
ことができる。

(教学協議会)
第13条の2 (削除)

第 4 章 学年、学期及び休業日

(学 年)
第14条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
2 本学における1年間の授業期間は、37週とする。

(学 期)
第15条 学年を次の二学期に分ける。
第一学期は、4月1日から9月19日まで
第二学期は、9月20日から翌年3月31日まで

(休業日)
第16条 休業日は次の各号のとおりとする。
(1) 日曜日
(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
(3) 春季休業は、3月11日から3月31日まで
(4) 夏季休業は、8月11日から9月19日まで
(5) 冬季休業は、12月27日から翌年1月4日まで
2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を変更し、臨時の休業日又は臨時の授業日を定めることができる。

第 5 章 修 業 年 限

(修業年限)
第17条 本学の修業年数は、4年とする。

(在学年限)
第18条 学生は、8年を超えて在学することができない。
2 第21条第1項の規定により入学した学生は、同条第2項により定められる在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

第 6 章 入 学

(入学の時期)

第19条 本学の入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第20条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校の全課程を修了した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育課程を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4)2 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (7) 相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力有りと、本学において認められた者

(編入学)

第21条 次の各号の一に該当する女子で、本学への入学を志願する者があるとき、3年次編入学に該当する者は編入学定員の枠内で、選考のうえ3年次に、それ以外の者は欠員のある場合に限り、選考のうえ相当年次に、入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
 - (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
 - (3) 前2号と同等以上の資格がある者
- 2 前項の規定により入学を許可された者が既に履修した授業科目、単位数の取扱い及び在籍すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。ただし、3年次編入学の場合、在籍すべき年数は2年とする。

(転学類・転学部・転学科)

第21条の2 本学に在籍する1年次および2年次の者で、他学類・他学部・他学科への移籍を希望する者があるとき、該当学類・学部・学科に欠員のある場合に限り、選考のうえ相当年次での移籍を許可することができる。

- 2 前項の規定により転学類・転学部・転学科を許可された者が既に履修した授業科目、単位数の取扱いおよび在籍すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

(入学志願)

第22条 本学への入学を志願する者は、入学願書、所定の入学検定料及び出身学校長から提出される調査書を添えて、提出しなければならない。

- 2 前項の入学志願者については、別に定める駒沢女子大学入学者選抜規程により選抜を行う。

(入学手続)

第23条 前条の選抜の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、別に定めるところに従い、手続を完了しなければならない。

- 2 学長は、前項の手続を完了した者に、入学を許可する。

第 7 章 教育課程及び履修方法

(授 業)

第24条 本学における授業科目は、必修科目、選択必修科目、選択科目とし、卒業に必要な単位は次のとおりとする。

人間総合学群	人間文化学類	日本文化専攻	(略)
人間総合学群	人間文化学類	人間関係専攻	(略)
人間総合学群	人間文化学類	英語コミュニケーション専攻	(略)
人間総合学群	観光文化学類		(略)
人間総合学群	心理学類		(略)
人間総合学群	住空間デザイン学類		(略)
人間健康学部	健康栄養学科		(略)

授業科目群		必修	選択	小計	合計
教養教育科目	教養科目	6単位	9単位以上	22単位以上	128単位以上
	コミュニケーションの理解と技能	5単位			
	スポーツと健康				
専門基礎科目	基礎ゼミ	2単位			
	健康と生活	6単位	4単位以上	31単位以上	
専門科目	健康と医療	21単位			
	看護の基本	10単位		75単位以上	
	ライフステージと看護	18単位			
	看護の統合	14単位	4単位以上		
	臨地実習	23単位			
看護の発展	4単位	2単位以上			
他専攻・他学類・他学群・他学科・他学部・他大学科目					

(履修科目数)

第24条の2 1学年において履修できる最高単位数は、46単位以下とするが、看護学部においては、48単位以下とする。ただし、卒業に必要な単位に含まれない教職等に関する科目の単位はこれに含まれない。

2 (削除)

(授業科目)

第25条 前条の授業科目の名称、単位数、年次配当、及び履修方法は、別表第1に掲げるとおりとする。

(履修手続き)

第26条 学生は、毎学年の始めに、学費を納入し、その学年で履修しようとする授業科目について、指定された期限までに履修届を提出のうえ、履修しなければならない。

(単位取得)

第27条 履修した科目の試験に合格した者は、当該科目の履修を修了したと認められ、所定の単位が与えられる。

2 各授業科目に対する単位数は、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。ただし、出席しなければならない時間数の3分の1以上欠席した者は、単位を取得できないことがある。

- (1) 講義及び演習については、毎週1時間15週の授業をもって1単位とする。ただし、演習科目によっては、毎週2時間15週の授業をもって1単位とすることができる。
- (2) 実験、実習及び実技については、毎週2時間15週の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目によっては、毎週3時間15週の授業をもって1単位とすることができる。
- (3) 講義及び演習並びに実験、実習及び実技の併用により行う授業については、毎週2時間15週の授業をもって1単位とする。
- (4) 外国語科目については、毎週2時間15週の授業をもって1単位とする。

(教職に関する専門科目)

第27条の2 (略)
 第27条の3 (略)
 第27条の4 (略)
 第27条の4の2 (略)
 第27条の4の3 (略)

(看護師受験資格)

第27条の4の4 看護師国家試験の受験資格を得ようとする者は、看護学部看護学科の卒業に必要な単位を修得しなければならない。

(保健師受験資格)

第27条の4の5 保健師国家試験の受験資格を得ようとする者は、看護学部看護学科の卒業に必要な単位のほかに、「保健師助産師看護師学校指定規則 別表1」に定める所定の科目を履修し単位を修得しなければならない。

(養護教諭2種免許)

第27条の4の6 養護教諭2種の免許を得ようとする者は、「保健師助産師看護師学校指定規則 別表1」に定める所定の科目を履修し単位を修得するとともに、別表第1の5の「教育職員免許法施行規則第66条の6」で定める科目を履修し単位を修得しなければならない。

(他大学における履修単位の認定)

第27条の5 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学の授業科目を履修することを許可することができる。許可を受け履修した授業科目において修得した単位は、30単位を超えない範囲で、本学において修得したものと認定する。

(海外留学における履修単位の認定)

第27条の6 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が海外留学により授業科目を履修することを許可することができる。許可を受け履修した授業科目において修得した単位は、30単位を超えない範囲で、本学において修得したものと認定する。

- 2 駒沢女子大学海外留学制度により留学した期間は、半年を限度として第17条に定める修業年数に含めることができる。
- 3 前項の、駒沢女子大学海外留学制度に関しては、別に定める。

第 8 章 試験及び成績

(試験)

第28条 試験は、筆記又は口述によるものとする。ただし、論文の提出その他の方法によることもできる。

(試験の期日)

第29条 試験は、学期末又は学年末において行う。ただし、必要があると認めるときは、その他の時期においても行うことができる。

(受験の条件)

- 第30条 試験は、履修した授業科目でなければ、受けることができない。
- 2 学費及び必要な手数料を納入していない者は、試験を受けることができない。
 - 3 休学又は停学の期間中は、試験を受けることができない。

(成績の表示)

第31条 成績は、秀（100～90）、優（89～80）、良（79～70）、可（69～60）、不可（59以下）とし、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

(成績の通知)

第31条の2 試験の成績の発表は各学期末とし、書類をもって学生に通知する。

第 9 章 卒業及び学位

(卒業に必要な単位)

第32条 卒業に必要な単位は、人間総合学群が124単位以上、人間健康学部が126単位、看護学部が128単位以上とする。

(卒業の要件)

- 第33条 卒業の要件は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 4年以上在学すること。ただし、第21条第1項により入学した者については、同条第2項により定められた在学すべき年数以上在学すること。
 - (2) 卒業に必要な単位を修得していること。

(学位の授与)

第34条 前条の規定により、卒業証書を授与された者は、人間総合学群については、学士（日本文化・人間関係・英語コミュニケーション・観光文化・心理学・住空間デザイン）の学位、人間健康学部については、学士（健康栄養）の学位、看護学部については、学士（看護学）の学位を授与する。

第 10 章 休学、退学及び除籍

(休学)

- 第35条 病気その他やむを得ない事由により2ヶ月以上休学することができない者は、その理由を付して、保証人と連署の休学願を提出し、休学の許可を受け、学期の終わりまで休学することができる。
- 2 休学の事由が消滅しない者は、許可を受けて引き続き1学期休学することができる。
 - 3 休学の期間は、通算して4年を超えることはできない。休学期間は、在学年数に算入しない。
 - 4 第18条の規定は、休学した者にも適用する。
 - 5 休学した者は、休学の事由が消滅したときは、保証人と連署の復学願を提出し、教授会の議を経て、学年又は学期の始めに復学することができる。

(退学等)

第36条 退学しようとする者及び転学を希望する者は、その理由を付して、保証人と連署の退学願に学生証を添えて、手続しなければならない。

(再入学)

- 第37条 一旦退学した者が再入学しようとする場合は、選考のうえ許可することがある。
- 2 再入学の出願資格、手続等については、別に定める。

(除籍)

- 第38条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。
- (1) 新入生で、指定された期間までに履修届を提出しない者、その他本学において修学する意思がないと認められる者
 - (2) 督促を受けた滞納学費を、指定された期日までに納入しない者
 - (3) 第18条の規定による在学できる年数を超える者
 - (4) (削除)

第 11 章 賞 罰

(褒 賞)

第39条 本学の学生として褒賞に値する行為があった者に対して、学長は、教授会の議を経て、褒賞することができる。

(懲 戒)

第40条 本学の規定に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者に対して、学長は、教授会の議を経て、訓告、停学又は退学の処分をすることができる。

2 前項の処分は、行為の軽重、教育上の必要を考慮してなさなければならない。

3 第1項の退学処分は、次の各号のいずれかに該当する者に対してでなければ行うことができない。

- (1) 性行不良にして改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り修業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席の常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、本学則に反し、学生の本分に反する行為をした者

第 12 章 学 費 等

(選抜料)

第41条 本学への入学を志望する者は、別表第2に掲げる入学検定料を納めなければならない。

(学 資)

第42条 本学の入学金及び学費は、次のとおりとし、その納入額は別表第2、3に掲げるとおりとする。

- (1) 入学金
- (2) 学費
授業料
維持費
実習費

(授業料)

第43条 授業料は、4月20日までに納めなければならない。ただし、次の二期に分け分納することもできる。

第一期は、4月20日まで

第二期は、9月20日まで

(学 費)

第44条 学費は出席の有無にかかわらず学籍のある間は、これを納めなければならない。ただし、理事長が必要と認めた場合には、学費の全部又は一部を減免することができる。

2 休学期間中の授業料・実習費は免除する。ただし、維持費は納めなければならない。

(授業料等の不返還)

第45条 納入した授業料等は、原則として返還しない。ただし、入学手続きを完了した者で所定の期日以内に入学辞退届を提出し、本学が受理した者に限り入学金を除く納付金を返還する。

(手数料)

第46条 手数料の種類及び納入額については、別に定める。

第 13 章 外国人留学生及び帰国生徒

(外国人留学生)

第47条 外国人留学生とは、本学入学を目的として入国許可を受けて入国し、本学に入学、編入学又は学士入学した者をいう。

(帰国生徒)

第48条 帰国生徒とは、外国人留学生以外の学生で、外国において相当期間の中等教育を受けた者をいう。

(委 任)

第49条 前2条に規定する者の修学については、特設科目及び履修方法等、別に定めるところによる。

第 14 章 科目等履修生及び公開講座

(科目等履修生)

- 第50条 本学は、正規の授業を妨げない限りにおいて、教授会の議を経て、科目等履修生の登録を許可することがある。
2 科目等履修生の登録資格等については、別に定める。

(公開講座)

- 第51条 本学においては、公開講座を開設することがある。

第 15 章 改 正

(改正)

- 第52条 この学則の改正は、教授会の意見を聴き、学長が理事会の承認を得なければならない。

附 則

- この学則は、平成5年4月1日から施行する。
この学則は、平成7年4月1日から施行する。
この学則は、平成9年4月1日から施行する。
この学則は、平成10年4月1日から施行する。
この学則は、平成12年4月1日から施行する。
この学則は、平成13年4月1日から施行する。
この学則は、平成14年4月1日から施行する。
この学則は、平成15年4月1日から施行する。
この学則は、平成16年4月1日から施行する。
この学則は、平成17年4月1日から施行する。
この学則は、平成17年12月1日から施行する。
この学則は、平成18年4月1日から施行する。
この学則は、平成19年4月1日から施行する。
この学則は、平成20年4月1日から施行する。
この学則は、平成21年4月1日から施行する。
この学則は、平成22年4月1日から施行する。
この学則は、平成23年4月1日から施行する。
この学則は、平成24年4月1日から施行する。
この学則は、平成25年4月1日から施行する。
この学則は、平成26年4月1日から施行する。
この学則は、平成26年6月12日に改正し、平成26年7月1日から施行する。
この学則は、平成27年4月1日から施行する。
この学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前に入学した者については従前のおりとする。
この学則は、平成28年5月19日に改正し、平成28年7月1日から施行する。
この学則は、平成29年3月31日に改正し、平成30年4月1日から施行する。

学則第25条 別表第1 授業科目の名称・単位数・年次配当・履修方法

人間総合学群 教養教育科目	(略)
人間文化学類 日本文化専攻 専門教育科目	(略)
人間文化学類 人間関係専攻 専門教育科目	(略)
人間文化学類 英語コミュニケーション専攻 専門教育科目	(略)
人間総合学群 観光文化学類 専門教育科目	(略)
人間総合学群 心理学類 専門教育科目	(略)
人間総合学群 住空間デザイン学類 専門教育科目	(略)
人間健康学部 健康栄養学科 教養教育科目	(略)
人間健康学部 健康栄養学科 専門教育科目	(略)

看護学部教養教育科目

		授業科目の名称	単位数	年次	履修方法	
教養教育科目	教養科目	仏教学Ⅰ	2	1	必修13単位を含む22単位以上を履修 必修	
		仏教学Ⅱ	2	1		
		倫理学	2	1		
		心理学	2	1		
		教育学	2	1		
		社会学	2	1		
		憲法	2	1		
		人間と思想	2	1		必修
		文学への誘い	2	1		
		文化人類学	2	2		
		生命倫理と法	2	2		必修
		基礎科学	2	1		
		統計学	1	1		
	コミュニケーションの理解	英語Ⅰ(リーディング)	1	1	必修	
		英語Ⅱ(ライティング)	1	1	必修	
		英語Ⅲ(リスニング)	1	2	必修	
		英語Ⅳ(看護のための英会話)	1	2	必修	
		基礎ドイツ語Ⅰ	1	1		
		基礎ドイツ語Ⅱ	1	1		
情報と科学/情報処理		1	1			
言語表現演習Ⅰ		1	2	必修		
言語表現演習Ⅱ	1	2				
スポーツと健康	スポーツⅠ	1	1			
	スポーツⅡ	1	1			
ゼミ基礎	基礎ゼミⅠ	1	1	必修		
	基礎ゼミⅡ	1	1	必修		

看護学部専門基礎科目

		授業科目の名称	単位数	年次	履修方法		
専門基礎科目	健康と生活	発達心理学	2	2	必修27単位を含む31単位以上を履修		
		臨床心理学	2	3			
		人間関係論	1	3		必修	
		公衆衛生学	1	3		必修	
		健康教育学	2	2			
		疫学/保健統計Ⅰ	2	2		必修	
		疫学/保健統計Ⅱ	2	4			
		保健医療福祉行政論	2	2		必修	
		健康と医療	人体の構造と機能Ⅰ	1		1	必修
			人体の構造と機能Ⅱ	2		1	必修
	生化学		2	1	必修		
	臨床栄養学		2	2	必修		
	臨床薬理学		2	1	必修		
	臨床病態学		1	2	必修		
	微生物学		2	1	必修		
	疾病と治療Ⅰ(内科総論・全身疾患)		2	1	必修		
	疾病と治療Ⅱ(外科総論・臓器別疾患)		2	2	必修		
	疾病と治療Ⅲ(運動神経感覚器疾患)		2	2	必修		
	疾病と治療Ⅳ(母性)	1	2	必修			
	疾病と治療Ⅴ(小児)	1	2	必修			
疾病と治療Ⅵ(精神障害)	1	2	必修				

看護学部専門科目

		授業科目の名称	単位数	年次	履修方法
専 門 科 目	看護 の 基 本	看護学概論	1	1	必修69単位を含む75単位以上を履修 必修
		看護理論	1	2	必修
		看護援助論	2	1	必修
		生活援助技術	2	1	必修
		フィジカルアセスメント	1	2	必修
		診療・治療援助技術	2	2	必修
		看護過程	1	2	必修
		ライ フ ス テ ー ジ と 看護	母性看護学Ⅰ	2	2
	母性看護学Ⅱ		2	3	必修
	小児看護学Ⅰ		2	2	必修
	小児看護学Ⅱ		2	3	必修
	成人看護学Ⅰ(概論)		2	2	必修
	成人看護学Ⅱ(急性期)		2	2	必修
	成人看護学Ⅲ(慢性期)		2	3	必修
	老年看護学Ⅰ		2	2	必修
	老年看護学Ⅱ	2	3	必修	
	看護 の 統 合	精神看護学Ⅰ	2	2	必修
		精神看護学Ⅱ	2	3	必修
		在宅看護学Ⅰ	2	2	必修
		在宅看護学Ⅱ	2	3	必修
		地域看護学概論	1	1	必修
		公衆衛生看護学概論	1	4	
		地域看護活動論	2	3	必修
		公衆衛生看護技術論	2	4	
		学校保健活動論	1	3	
		産業保健活動論	1	3	
		公衆衛生看護管理論	1	4	
		家族看護学	1	4	
		感染看護学	1	2	必修
	健康と食事	1	3	必修	
	チーム医療	1	4		
	医療安全	1	4	必修	
	臨 地 実 習	基礎看護学実習Ⅰ	1	1	必修
		基礎看護学実習Ⅱ	2	2	必修
		母性看護学実習	2	3~4	必修
		小児看護学実習	2	3~4	必修
成人看護学急性期実習		3	3~4	必修	
成人看護学慢性期実習		3	3~4	必修	
老年看護学実習Ⅰ		1	2	必修	
老年看護学実習Ⅱ		3	3~4	必修	
精神看護学実習		2	3~4	必修	
在宅看護学実習		2	3~4	必修	
看護学統合実習		2	4	必修	
学校・産業保健実習		2	4		
公衆衛生看護学実習		3	4		
看護 の 発 展	看護管理学	1	4	必修	
	国際保健	2	4		
	災害看護学	2	4		
	看護研究Ⅰ	1	3	必修	
	看護研究Ⅱ	2	4	必修	

学則第27条の2の3 別表第1の2 (略)

学則第27条の3の2 別表第1の3 (略)

学則第27条の4の2 別表第1の4 (略)

学則第27条の4の6 別表第1の5 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

		授業科目の名称	単位数	年次	備考
第66条の6に定める科目	日本国憲法	憲法	2	1	必修
	体育	スポーツⅠ	1	1	必修
		スポーツⅡ	1	1	必修
	外国語コミュニケーション	英語Ⅰ	1	1	必修
		英語Ⅱ	1	1	必修
	情報機器の操作	情報と科学/情報処理	1	1	必修
		統計学	1	1	必修

学則第41条及び第42条 別表第2 入学検定料・入学金

人間総合学群、人間健康学部、看護学部

入学検定料

一般入試、推薦入試、アドミッション・オフィス入試、特別入試

30,000円	1出願時(一般入試、推薦入試、アドミッション・オフィス(以下「AO」)入試、特別入試)
15,000円	2出願目の入学検定料(一般入試同日日程内における併願のみ)

大学入試センター試験利用入試(以下「センター試験利用入試」)

15,000円	1出願時
7,500円	2出願目の入学検定料(同日日程内における併願)
5,000円	3出願目以降の入学検定料(同日日程内における併願)

一般入試とセンター利用試験の併願

1出願+1出願 (一般) (センター試験利用入試)	一般入試(30,000円)+センター試験利用入試(7,500円) (同時出願)
1出願+2出願以上(同時出願) (一般) (センター試験利用入試)	一般入試(30,000円)+センター試験利用入試(1出願時 7,500円+2出願目(以降同額) 5,000円) (同時出願)
2出願+2出願以上(同時出願) (一般) (センター試験利用入試)	一般入試(1出願時 30,000円+2出願目 15,000円)+センター試験利用入試(1出願時 7,500円+2出願目(以降同額) 5,000円) (同時出願)

スカラシップ制度

10,000円	推薦入試、AO入試(Ⅲ期除)に合格し、手続きを完了した者が、一般入試A日程内で実施するスカラシップ制度に出願時の入学検定料
---------	---

入学金	300,000円
-----	----------

本短期大学から3年次編入する者の入学金を免除する。

本短期大学卒業後1年以上経過した者が3年次編入する場合、または、本大学を卒業した者が再度入学する場合の入学金を2分の1とする。

一旦退学した者が再入学する場合の入学金を2分の1とする。

指定校入試・公募推薦入試・AO入試の合格者で、卒業生子女若しくは寺院子女又は姉妹が在学中の場合、I期合格者には入学金の2分の1を、II期以降の合格者には入学金の3分の1を減額する。

なお、上記特典が重複している場合及び同時に姉妹が入学する場合はいずれかを減額とする。

学則第42条 別表第3 学費

人間総合学群 (略)

人間文化学類・観光文化学類(2年次以降) (略)

心理学類・住空間デザイン学類(2年次以降) (略)

人間健康学部 (略)

看護学部

授業料	1,050,000円	1期	525,000円
		2期	525,000円
維持費	300,000円	1期	150,000円
		2期	150,000円

実習費	1年次	150,000円	1期	75,000円
			2期	75,000円
	2年次	250,000円	1期	125,000円
			2期	125,000円
	3、4年次	300,000円	1期	150,000円
			2期	150,000円

以下、省略

第24条

人間総合学群	人間文化学類	日本文化専攻	(略)
人間総合学群	人間文化学類	人間関係専攻	(略)
人間総合学群	人間文化学類	英語コミュニケーション専攻	(略)
人間総合学群	観光文化学類		(略)
人間総合学群	心理学類		(略)
人間総合学群	住空間デザイン学類		(略)
人間健康学部	健康栄養学科		(略)

第27条の2 (略)

第27条の3 (略)

第27条の4 (略)

第27条の4の2 (略)

第27条の4の3 (略)

学則第25条 別表第1

人間総合学群	教養教育科目	(略)
人間文化学類	日本文化専攻 専門教育科目	(略)
人間文化学類	人間関係専攻 専門教育科目	(略)
人間文化学類	英語コミュニケーション専攻 専門教育科目	(略)
人間総合学群	観光文化学類 専門教育科目	(略)
人間総合学群	心理学類 専門教育科目	(略)
人間総合学群	住空間デザイン学類 専門教育科目	(略)
人間健康学部	健康栄養学科 教養教育科目	(略)
人間健康学部	健康栄養学科 専門教育科目	(略)

学則第27条の2の3 別表第1の2 (略)

学則第27条の3の2 別表第1の3 (略)

学則第27条の4の2 別表第1の4 (略)

学則第42条 別表第3

人間総合学群	(略)
人間文化学類・観光文化学類 (2年次以降)	(略)
心理学類・住空間デザイン学類 (2年次以降)	(略)
人間健康学部	(略)

以上

駒沢女子大学 看護学部教授会規程（案）

第1章 総 則

第1条 駒沢女子大学学則第12条に定めるところにより、駒沢女子大学看護学部教授会を置く。

第2章 組 織

第2条 教授会は、学長、学部長、学務部長、学生部長、教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。
2 教授会は、必要に応じ、審議事項について諮問するため、その構成員からなる委員会を設置することができる。委員会に関する事項については、別に定める。

第3章 審議事項

第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当り意見を述べることができる。
（1）学生の入学、卒業及び課程の修了
（2）学位の授与
（3）前2号に掲げる事項のほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことを必要として学長が定める事項
2 教授会は、前項に規定する事項のほか、学長及び学部長その他教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育・研究に関わる事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第4章 会 議

第4条 教授会は、学部長が招集し、議長となる。ただし、学部長に事故あるときは、学部長があらかじめ指名した者が、議長を代行する。
2 教授会の招集前に、各教員に対して、会議の日時及び開催の場所、並びに会議に付すべき事項を、書面により通知しなければならない。
第5条 教授会構成員の3分の1以上の要求があったときは、学部長は、教授会を招集しなければならない。
第6条 教授会は、8月を除き、毎月1回以上召集する。
第7条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、開くことができない。
第8条 教授会の議事は、本規程に別段の定めがある場合を除いては、出席者の過半数で教授会の意見とする
2 可否同数のときは、議長の決するところによる。
第9条 理事長及び常務理事は、教授会に出席して意見を述べることができる。
第10条 教授会は、教授会が必要と認めるとき、教授会の構成員以外の教職員の出席を求め、意見を聞くことができる。

第5章 議事録

第11条 教授会は、開催ごとに、次の事項を記載した会議録を作成しなければならない。
（1）開催日時及び場所
（2）検討事項案
（3）検討事項取り扱いの状況の概要
（4）教授会の意見の内容
（5）欠席者の氏名
2 会議録は、永久保存する。

第6章 事 務

第12条 教授会に、幹事1名、書記若干名を置き事務を処理させる。
2 前項の幹事には、学務部長を充てる。

第7章 改正

第13条 本規程の改正は、構成員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の賛成によらなければならない。

附則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。